

介護予防手帳の活用について

自ら介護予防に取り組むことができる
自立支援型のケアマネジメントのために

■介護予防手帳とは

介護予防手帳は、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送るために、地域の通いの場等へ自ら参加し、自ら介護予防に取り組むことができる**自立支援型のケアマネジメント**を行い、セルフマネジメントを普及させ、本人の意欲を引き出すためのツールです。



■対象者



要支援者



介護予防・生活支援
サービス事業対象者
(「事業対象者」)

サービスを利用されない対象者も、本人の希望により介護予防手帳を利用できます。

■活用の流れ

対象者本人が生活の目標を設定し、自ら目標達成に向けた取組内容等を決め実施していく。

自らの興味・関心
に基づいた生活目
標の設定



担当ケアマネは、セルフマネ
ジメントの支援を行います。



自ら取り組む活動
の決定



活動の実施・継続



活動の見直し・継続

■交付時期・交付方法

介護予防手帳は、高齢介護課及び包括支援センターで受け取ることができます。

順次配布準備をいたしますが、**更新に伴い毎月要支援者または事業対象者となられた方**の分をプラン提供に合わせてお受け取りをお願いします。

更新月	4月	5月	6月	7月	8月
要支援認定者	2人	4人	1人	2人	2人
総合事業対象者	1人	2人	3人	0人	0人
介護予防手帳配布数	3部	6部	4部	2部	2部

■交付時期・交付方法

介護予防手帳は、作成したケアプラン（マネジメント）と一緒に対象となる方へ担当ケアマネによりお渡しください。

